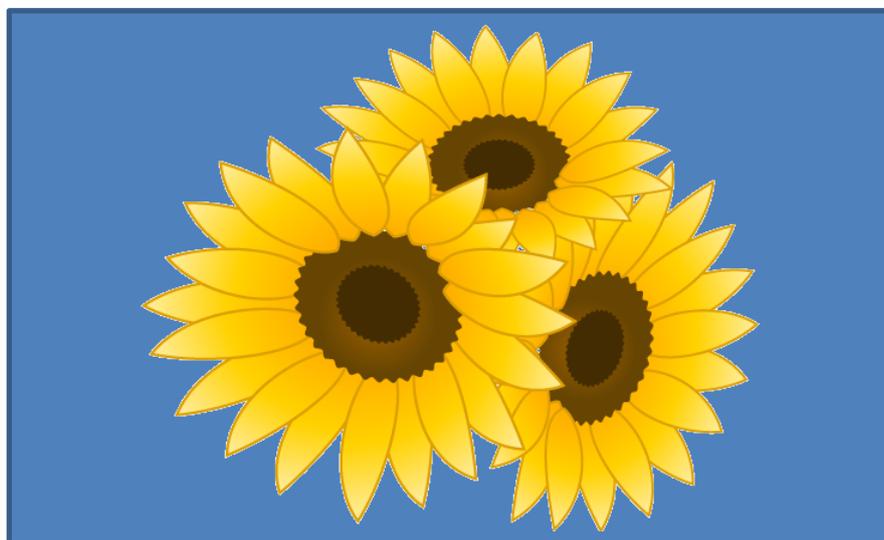


いちき串木野市人権教育・啓発基本計画



平成28年2月
いちき串木野市

はじめに



人権を尊重する平和な社会づくりの第一歩は、人権問題が身近な問題であることを市民の一人ひとりに知っていただくことです。すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていることを理解し、個の違いを豊かさとして認め合い、人権を尊重しようとする姿勢を持つことが大切です。

今回、本市における、これからの人権教育・啓発施策の指針となる「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様と一体となって人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してまいります。

終わりに、この基本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画策定委員会」の皆様をはじめ、ご協力をいただきました方々に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 2 月

いちき串木野市長 田 畑 誠 一

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
2 基本計画策定の背景	1～2
(1) 国・県の動向	
(2) 本市の状況	
3 基本理念と目標	3
(1) 人権尊重の理念	
(2) 目標	

第2章 人権問題の現状と施策の方向

1 女性に関する問題	4～5
2 子どもに関する問題	5～7
3 高齢者に関する問題	7～9
4 障がい者に関する問題	9～11
5 同和問題	12
6 外国人に関する問題	13
7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	13～14
8 犯罪被害者等に関する問題	14～15
9 インターネットによる人権侵害に関する問題	15～16
10 北朝鮮当局による拉致問題等	16～17
11 その他の人権問題	17

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発	18～20
(1) 学校等	
(2) 家庭	
(3) 地域社会	
(4) 企業・職場等	
2 特定職業従事者に対する研修等の推進	21
(1) 市職員	
(2) 教職員	
(3) 医療・保健関係者	
(4) 福祉関係者	

3	総合的かつ効果的な推進	21～23
	(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実	
	(2) 関係機関との連携と効果的な手法による人権教育・啓発の実施	
	(3) 人材の育成	
	(4) 相談体制の充実	

第4章 基本計画の推進

1	推進体制	23
2	関係機関との連携の促進	23
3	基本計画の検証と見直し	23

○用語解説（あいうえお順）	24～28
---------------	-------

○資料

・世界人権宣言	29～33
・日本国憲法(抜粋)	34～35
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	36～37
・いちき串木野市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱	38～39
・いちき串木野市人権教育・啓発庁内委員会設置規程	40
・人権教育・啓発の促進に関する各種月間・週間の一覧	41

第1章 基本的な考え方

1 基本計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識が高まっています。国内においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきており、「人権教育及び人権啓発の促進に関する法律（人権教育・啓発促進法）」において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策について責務が定められ、その取組が求められています。

本市においても、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的な方法で、継続的・長期的に推進を図ってきているところです。

しかしながら、現在、私たちの周りには、今なお、様々な人権問題が発生しています。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人をめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題、北朝鮮による拉致問題などがあります。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことが考えられ、なお一層、人権教育・啓発に関する取組を進め、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

そこで、今後の人権教育・啓発の指針として、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考にするとともに、「いちき串木野市総合計画」等との整合性を図りながら、ここに「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

(2) 計画の期間

本計画期間は、平成28年度からとし、社会状況の変化及び進捗状況の点検や評価などにより、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

2 基本計画策定の背景

(1) 国・県の動向

我が国においては、昭和22年に「日本国憲法」が施行され、基本的人権の尊重と保障がうたわれました。

国際連合に加入後には、人権に関する数々の条約を締結してきており、平成7年には「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を批准しました。

また、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

平成12年には、人権教育及び啓発をより一層推進するために「人権教育及び人権啓発の促進に関する法律」が制定されました。

国は、この法律に基づき平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権課題に対する取組を行っています。また、平成23年には、基本計画を改訂し、「北朝鮮当局による拉致問題等」を新たに人権課題としました。

県においては、平成10年の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、県内自治体においても人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点から捉える活動や差別、偏見のないまちづくりの気運が高まっています。

また、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年に県行動計画を策定しました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組を積極的に進めてきました。

平成17年には、県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定され、平成23年に一部変更を行い、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進が図られています。

(2) 本市の状況

いちき串木野市総合計画においても、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを重要な施策の一つと位置づけ、平成20年に「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年には、DV関連施策を盛り込んで同基本計画を改定しています。

平成27年には、「いちき串木野市子ども・子育て支援計画」や「いちき串木野市障害者福祉計画」、「いちき串木野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、子どもの育成支援や障がい者、認知症高齢者も尊厳をもって安心安全に地域で生活をする事ができるよう、施策の推進を図っているところです。

また、人権に対する正しい理解と認識の促進に向け、教育委員会や人権擁護委員と連携を図りながら、人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実に努めています。

3 基本理念と目標

(1) 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権尊重の理念は、国の人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」と理解しなければなりません。

(2) 目標

本市の総合計画では、「人権尊重・男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いに支え合い、共に生きることができる社会の形成や男女共同参画社会の形成に向けた取組の充実」を掲げて、各種施策の推進に努めてきています。

これからも、なお一層、人権が尊重される社会づくりの実現に向け、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付け、あらゆる機会を通して、効果的な方法で人権教育及び啓発を推進していくことを本計画の目標とします。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

1 女性に関する問題

(1) 経過

日本国憲法は、法の下での平等や家族関係における男女平等を規定しています。しかし、現実には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。

また、配偶者・パートナーからの暴力（以下「DV」という。）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）等、女性に対する暴力が社会的な問題になっています。

これらを改善するために、国は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」などを制定しました。

本市においては、これらの法律などにに基づき、平成20年に「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、男女共同参画社会促進のための施策を推進してきました。

平成25年には、DV対策を盛り込んで同基本計画の改定を行うなど、女性の人権を守る各種取組を関係機関と連携して実施しています。

(2) 現状と課題

平成24年に実施した「住民意識調査」の結果によると、女性の人権で特に問題があるものは「職場における差別待遇」「男女の固定的役割分担意識の押し付け」「DV」となっています。

労働環境を含めた社会生活における女性への差別待遇の解消及び固定的役割分担意識の改善のためには、多様な年齢層・職種に対する啓発及び広報活動が必要です。

セクハラ、DV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。最近では、高校生や大学生などの若い世代におけるデートDVの問題も生じています。

これらのことを踏まえ、女性に対する暴力を根絶するためには、暴力は犯罪であるという認識を広く社会に徹底するなどの啓発活動を図り、人権侵害への認識を根付かせるとともに、DV対策については、被害者の安全を確保するとともに生活支援などの施策を推進しなければなりません。

(3) 具体的施策の方向

ア. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	セクハラやDV等に関する様々な広報・啓発活動を推進します。
相談・支援体制の充実	被害者が安心して相談することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

イ. いちき串木野市男女共同参画基本計画の推進による意識の改革

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	いちき串木野市男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる場での意識の改革を図るため、広報・啓発活動を推進します。

2 子どもに関する問題

(1) 経過

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきており、国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受けて、平成6年にこれを批准しました。

さらに、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発するとともに、学校においては、いじめや不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、平成11年に「児童買春、ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されるなど、個別立法による対応も進められています。

また、平成16年に児童福祉法が一部改正され、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」が法的に位置づけられました。

これにより、本市においても、平成19年にいちき串木野市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携によって要支援・要保護児童等に対して適切な対応を図ることとしました。

(2) 現状と課題

本市の合計特殊出生率は、平成15～19年の1.40から平成20～24年には1.55と上昇していますが、人口を維持していくのに必要な人口置換水準2.07を下回り、依然として少子化は進行する傾向にあります。

また、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、家庭においては、少子化や核家族化の進展を背景に、親による子どもへの暴力や子どもから親に対する暴力、育児の放棄、遺棄などの児童虐待等が大きな問題となっています。

学校においては、学歴を偏重する社会意識などを背景に、いじめ、不登校、

体罰などが大きな社会問題となっています。さらに、地域社会においては、住民相互の連携が弱まり、人間関係の希薄化が進むなか、有害な図書やビデオ等の氾濫やインターネットを介した性的被害や薬物乱用などが社会問題となっています。

子どもの人権を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。大人が、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

本市においては、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちや子育て中の家庭を支援し、将来のいちき串木野市や地域の担い手になる子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指しています。

(3) 具体的施策の方向

ア. 子どもの人権について学ぶ環境づくり

推進項目	推進内容
学習機会の充実	あらゆる機会での学習資料や人権問題啓発資料を活用して、豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図り、個性を伸ばす教育の推進に努めます。 また、家庭教育学級等で家庭、学校、地域社会が一体となった地域ぐるみの学習、実践活動を推進します。

イ. 虐待の防止やいじめ・不登校への支援を行う環境づくり

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	児童虐待防止に関する広報・啓発活動に努めます。 また、いじめ防止や不登校への理解と認識を深めるため、家庭、学校、地域社会が連携して、啓発活動に取り組みます。
支援体制の整備	要保護児童対策地域協議会の機能を活かし、児童相談所、保健所、警察などの関係機関と連携を図り、虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待を受けた子ども等への適切な支援を行います。 また、いじめ防止や不登校への対応については、学校、教育委員会、関係機関、地域社会が協力し、支援体制の整備を図ります。

ウ. 子どもと子育て支援のための相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談体制の充実	子育ての悩み、児童虐待、いじめ、不登校など様々な問題を解決するため、相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、関係相談機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

3 高齢者に関する問題

(1) 経過

我が国は世界に類を見ない速さで高齢化が進行しています。平成17年には高齢化率が20.2%でしたが、平成26年には24.7%に達し、国民生活の向上や医療技術の進歩等を背景として、今後も高齢化率はさらに上昇し、平成42年には人口の3人に1人が65歳以上になると推定されます。

このような本格的な高齢化社会の到来を見据えて、平成12年には介護保険制度が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつけられました。

また、平成17年には介護保険法が改正され、市町村に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談や虐待防止、人権の保護など高齢者の権利擁護を図る施策が進められるとともに、新たに「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

本市においても、65歳以上の人口は9,753人となり、高齢化率は33.1%（平成27年9月1日現在）と3人に1人が65歳以上という状況であり、高齢化や核家族化が急速に進展し、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。

また、寝たきりや認知症等により、介護サービスを必要とする高齢者も増加しており、社会的つながりの希薄化や身体的な衰えなどにより、外出する機会も少なくなるなど、地域や社会から孤立したり老老介護により「介護うつ」になったりする高齢者も出てきています。

そこで、平成27年3月に「いちき串木野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指し、各種の高齢者施策を推進しています。

(2) 現状と課題

高齢者人口の増加や核家族化の進行により、高齢者のみの世帯が増加しており、高齢化社会に対応したサービスの充実や地域社会からの孤立に対する支援の必要性が高まっています。

また、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神

的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

このような中、高齢者が地域社会で安心して生活するために、高齢者本人だけでなく、本人を取り巻く関係者に対して、わかりやすく情報を提供し、早期の相談に結び付けていくことが必要となっています。

また、介護サービスをはじめとする各種サービスの利用しやすい環境づくりや地域で安心して生活できる支援体制の整備充実などが求められています。

(3) 具体的施策の方向

ア. 高齢者の人権についての広報・啓発の推進

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、人権問題啓発資料や地域別人権問題研修会の開催等により、人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。そして「敬老の日」等の行事を通じて長寿を祝うとともに、高齢者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬意を高めるように努めます。

イ. 高齢者の虐待の防止

推進項目	推進内容
支援体制の整備	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議の機能を活かし、病院、警察などの関係機関との連携による虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待が発見された場合には、立入調査などにより事実を確認し、適切な支援を行います。
広報・啓発の推進	高齢者に対する虐待防止について広報・啓発に努めます。

ウ. 生活しやすい環境づくり

推進項目	推進内容
生活・社会環境づくりの推進	高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安心して快適な生活を送ることができるよう、建築物・道路の段差解消などのバリアフリーに対応した社会環境づくりを推進します。
社会参加の促進	高齢者クラブ活動やいきいきサロンなど自主的活動の支援、公民館における自主学習グループ等の多様な学習機会の提供、人材活用などにより、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

エ. 高齢者の権利擁護の推進

推進項目	推進内容
権利擁護の推進	認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図り、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、成年後見制度等の周知、普及に努めます。
支援体制の充実	認知症の程度によっては成年後見制度に限らず、市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用支援事業を活用できるよう、相談支援事業者等からの制度紹介や手続きのサポートなど支援体制を充実していきます。

オ. 高齢者の雇用・就業の促進

推進項目	推進内容
高齢者の就労への援助	高齢者が自分の経験と知識を活かしながら就業できるよう、いちき串木野市シルバー人材センターの活用を図り就業機会確保に努めます。
広報・啓発の推進	高年齢者の雇用を促進するための広報・啓発や雇用促進制度の周知に努めます。

カ. 相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談体制の充実	高齢者や、介護をしている家族などの相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

4 障がい者に関する問題

(1) 経過

国においては、昭和 45 年に「障害者基本法」が制定され、平成 16 年及び平成 23 年の一部改正により、障がい者の自立や社会参加の支援などが示されました。これ以降、同法の趣旨などを踏まえた様々な制度の改正がなされ、現在の我が国の障がい者施策体系が構成されています。

本市では、ノーマライゼーションの理念を地域に定着させ、「障がい者の完全参加と平等」の社会形成を目指すため、国の動向や近年における障がい者福祉を取り巻く変革を踏まえながら、平成 24 年 3 月に「いちき串木野市障害者計画」、平成 27 年 3 月に「いちき串木野市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

障がいのある人は、障がいのない人と同様に自己決定の権利を有し、他者からの不当な影響を受けることなく、自らの意思に基づき選択が行われなければ

なりません。どこに住み、誰と生活し、どういった職業に就くかなどの自己決定や社会への参加には、障がいのある人本人の能力以外に地域社会における支援がとても重要であり、何よりも尊厳にふさわしい生活が保障され、また地域での生活の権利が擁護できる地域社会の構築を目指します。

(2) 現状と課題

障がいのある人を含むすべての人々にとって互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現していくためには、行政が障がい者に対する各種施策を実施してだけでなく、地域を構成するすべての人々が障がいへの知識と障がいのある人などに対して十分な理解と認識を深めていく必要があります。

(3) 具体的施策の方向

ア. 障がい者の人権についての広報・啓発の推進

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	各種行事やマスメディアなどを通じた広報・啓発活動及び学校教育における福祉教育を推進するとともに、障がいのある人を中心とした住民同士の交流や障がいのある人自身を含む住民ボランティア活動への参加を促進し、障がいのある人についての正しい理解と認識の普及に努めます。

イ. 障がい者の虐待の防止

推進項目	推進内容
支援体制の整備	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議の機能を活かし、病院、警察などの関係機関との連携による虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待が発見された場合には、立入調査などにより事実を確認し、適切な支援を行います。
広報・啓発の推進	障がい者に対する虐待防止について広報・啓発に努めます。

ウ. 生活しやすい環境づくり

推進項目	推進内容
地域での生活支援	施設入所及び入院している障がいのある人の地域移行が進められており、本市においても、こういう方々がスムーズに地域で生活できるよう体制づくりが求められています。障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送れるよう、各種障がい福祉サービスの充実に努めます。

エ. 障がい者の権利擁護の推進

推進項目	推進内容
権利擁護の推進	知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営んでいくためには、本人の利益が損なわれないように法的な支援が必要です。日常生活においては、年金の受給手続き、施設入所の福祉サービス利用のための契約締結、相続の承認、放棄など様々な重要行為を行う場面があることから、成年後見制度等の周知、普及に努めます。
支援体制の充実	判断能力の程度によっては成年後見制度に限らず、市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用支援事業を活用できるよう、相談支援事業者等からの制度紹介や手続きのサポートなど支援体制を充実していきます。

オ. 障がい者の雇用・就業の促進

推進項目	推進内容
障がい者の就労への理解と環境づくり	障がいのある人の就労促進を図るためには、障がいの特性に応じた配慮が必要であり、何よりもそれは、周囲の障がいへの理解がなければ実施することは困難です。 障がいを理解するためには、まずは障がいのある人を身近に感じられる環境づくりが必要であり、そのために職場実習の有効活用を推進します。
広報・啓発の推進	障がいのある人の職場実習を積極的に推進するためにいちき串木野市内の企業への周知活動を実施します。

カ. 相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談体制の充実	これまでの一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図り、困難なケース等に対応するサービスに努めます。

5 同和問題

(1) 経過

昭和40年の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された「同和対策事業特別措置法」やその後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されています。

(2) 現状と課題

本市においても、これまで生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては一定の改善、向上がなされてきましたが、差別意識の解消については、いまだ十分とは言えない状況であります。

このような差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの人権教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を再構築しながら、早期の解決を図るために取組を進めなくてはなりません。

(3) 具体的施策の方向

ア. 同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

推進項目	推進内容
関係機関等との連携による啓発活動	「人権同和問題啓発強調月間（8月）」や「人権週間（12月4日から12月10日まで）」を中心に関係機関と協力しながら人権啓発活動を行います。

イ. 人権・同和教育の推進

推進項目	推進内容
人権・同和教育の推進	同和問題をはじめとしたあらゆる人々の人権尊重を目的とした研修会等を行います。

ウ. 相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談体制の充実	鹿児島地方法務局、鹿児島県等の関係機関、団体が緊密に連携しながら人権相談の充実を図ります。

6 外国人に関する問題

(1) 経過

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、在住外国人に対する就労差別、言語、習慣、文化等の違いに起因する差別的取扱い等、様々な人権問題が生じています。

これらの問題は、国民の理解が進みつつありますが、いまだ不十分な状況にあります。

グローバル化・ボーダレス化の進展は、地域社会のあらゆる分野に大きな影響を与えていますが、同時に、地域社会が国際社会の中で果たす役割や、在住外国人が地域社会の一員として生活できる環境の整備はますます重要になってきています。

(2) 現状と課題

本市に住民登録している外国人数は、(平成 27 年 8 月末現在) 100 人となっており、国籍はアジア諸国を中心に 13 ヶ国となっています。

本市では、姉妹都市盟約や国際交流事業により、相互交流や地域住民と外国人との交流を図り、文化の違い、偏見や差別意識の解消を推進してきました。

今後も、市民や各種団体等との連携を図り、外国文化や生活習慣を理解するための場を提供するなど、国際化の潮流に即した事業を、総合的・多角的に展開し、国際理解を深めていく必要があります。

(3) 具体的施策の方向

ア. 国際理解の促進

推進項目	推進内容
国際理解の促進	市内在住の留学生等を講師に招き、料理講座などを行い、言葉や習慣の違いについて国際理解を促進します。また、小中学校に外国語指導助手の派遣を行い、国際理解を促進します。
姉妹都市等交流による国際理解の促進	姉妹都市等との青少年交流や市民交流を行います。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題

(1) 経過

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズは、昭和56年にアメリカで最初の症例が報告され、日本でも昭和60年に最初の患者が発見されました。その後も感染者や患者が増加していることから、身近な問題として注目されています。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで

は発病の可能性は極めて低く、発病しても、現在ではその治療法が確立しており、遺伝する病気でないことも確認されています。

しかしながら、ハンセン病患者の隔離は不必要であったにもかかわらず、日本では、発病者の外見的特徴から特殊な病気とみなされて、隔離政策がとられてきました。

そのため、平成8年に隔離政策を終結するため「らい予防法の廃止に関する法律」が、平成20年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定されています。

また、平成22年の第65回国連総会で「ハンセン病差別撤廃決議」が採択され、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見や差別を解決するよう促しています。

(2) 現状と課題

感染症、特にHIV感染症やハンセン病に対する正しい知識や理解の不足から、現在でも、エイズ患者（発症者）やHIV感染者（HIVウイルスの保有者、非発症者）、ハンセン病患者に対して、多くの偏見や差別が生まれ、社会生活の様々な場所で人権問題となって表れており、その解決に向けて、知識と理解を深める啓発活動が必要です。

(3) 具体的施策の方向

推進項目	推進内容
啓発活動の推進	あらゆる感染症患者やその家族に対する偏見や差別をなくしていくために、正しい知識と理解を深めることを目的として、啓発活動を進めていきます。 特に、HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の普及や同患者や感染者への理解を深め、差別や偏見の解消に向け、関係機関と連携してポスター掲示やパンフレット配置を行うなど啓発活動を推進します。

8 犯罪被害者等に関する問題

(1) 経過

国は、犯罪被害者への支援に関して「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金支給法」、「犯罪被害者等基本法」など、犯罪被害者の人権を保護し、援護するための法整備を進めました。

また、平成23年には第2次犯罪被害者等基本計画を策定して、損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続きへの関与、支援体制の整備、国民の理解の促進等についての具体的な施策を推進しています。

(2) 現状及び課題

国においては、犯罪被害者の人権を保護し、援護するための法律の整備を進め、支援体制の整備などの施策を推進しています。

本市でも、犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制や関係機関との連携の強化が求められています。

(3) 具体的施策の方向

ア. 犯罪被害者等の人権についての広報・啓発の推進

推進項目	推進内容
広報・啓発の推進	犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。

イ. 相談・支援体制の充実

推進項目	推進内容
相談・支援体制の充実	犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

9 インターネットによる人権侵害に関する問題

(1) 経過

インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスができ、また発信もできるようになったことにより、インターネットを利用した人権侵犯事件が発生するようになりました。

このため、平成14年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」により、個人の人権が侵害された場合には発信内容の削除請求や発信者情報の開示請求を行うことができるようになりました。

平成16年には、ガイドラインの改正により、重大な人権侵害案件については法務省人権擁護機関が、インターネット事業者等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるなど、より適切で迅速な対応ができるようになりました。

また、平成26年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正により、インターネット事業者は児童ポルノに係る被害防止の措置を講ずることに努めることとするほか、元交際相手の性的な画像などをインターネット上に流出させるいわゆる「リベンジポルノ」に罰則を設ける「私的性的画像記録の提供被害防止法」が成立しています。

(2) 現状と課題

インターネットを利用した人権侵犯事件は、その匿名性を利用した悪質な差別表現の流布、プライバシーの侵害、誹謗中傷、児童ポルノ、リベンジポルノなどで、近年増加傾向となっています。法務省人権擁護局が、平成25年中に処理したインターネットによる人権侵犯件数は957件で、そのうちインターネット事業者に対して削除要請を行ったものは136件となっています。

携帯電話やスマートフォンからもインターネットに接続でき、匿名性が高いことから利用者が人権に配慮することが求められています。

このため、多様な年齢層の市民に対して、インターネットを利用する際のモラル向上のための啓発活動を進めなければなりません。

(3) 具体的施策の方向

推進項目	推進内容
教育・啓発の推進	インターネット等を利用する一人ひとりが、人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないよう、学校における情報教育等を通し、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、人権教育・啓発の推進に努めます。
相談体制の充実	インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう鹿児島地方法務局など関係機関、団体と緊密な連携を図ります。

10 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 経過

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、平成14年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府としては、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて取り組んでいます。

国際連合においては、平成15年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権

状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国においては、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を行うよう求められ、また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

(2) 現状と課題

拉致問題等については、その解決には市民一人ひとりの声が大きき力となるため、拉致問題等への関心と認識を深めることが求められています。

本市においては、吹上浜で拉致問題が発生したことを踏まえ身近な問題として「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などを通して、拉致問題等についての関心と認識を深めるため、国や県と連携のもとポスターの掲示や広報紙等での啓発に努めています。

(3) 具体的施策の方向

推進項目	推進内容
情報の把握・提供	国及び関係自治体と連携、協力し、拉致問題等に関する情報の把握、提供、被害者及び被害者の家族の支援に努めます。
広報・啓発	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めるとともに、広く市民に対する啓発活動を推進します。
教育の充実	学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

1.1 その他の人権問題

これらの他にも、刑を終えて出所した人への差別や偏見、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題、人身取引（トラフィッキング）、アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。

このため、これらのことを踏まえながら、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発

すべての人が尊重され、差別のない社会の実現のためには、人権教育や啓発を生涯にわたり、粘り強く実施していく必要があります。

人権教育・啓発は、生涯学習の観点で幼稚園や小学校から家庭、職場、地域までのあらゆる機会において、また、それぞれの発達の段階に合わせて推進することが大切です。ここでは、人権教育・啓発の具体的な推進方法について整理しています。

(1) 学校等

(現状と課題)

子どもたちの人権尊重の態度を養うためには、それぞれの発達の段階に応じて、人権教育を進めていく必要があります。

そこで各学校等では、教育活動全体を通して、同和問題を含め様々な人権問題について正しく理解し、これからの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。

しかし、近年は人権にかかる問題が多様化しており、子どもたちのいじめ問題についても、最近ではインターネットや携帯電話の普及による誹謗中傷やいじめなどの人権を著しく侵害するという大きな問題の解決が喫緊の課題となっています。

このため、子どもたちの心の悩みを癒し、発達の段階に応じたカウンセリングをできる体制づくりが必要であり、子どもだけでなく、教職員のメンタルケアも含めて、人として心豊かに生きるための環境づくりが課題となっています。

(具体的施策の方向)

推進項目	推進内容
発達の段階に応じた人権教育の推進	(ア) 幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育の推進に努めます。 (イ) 義務教育においては、多様な体験活動を通して、社会生活上のルールや基本的なモラル等の倫理観、協調の精神を育むなどの道德教育の充実を図るとともに、自他の生命を尊重する心とお互いを認め合い共に生きていく人権尊重の心を培う取組を充実するなどの心の教育に努めます。 (ウ) 高等学校教育においては、社会生活上のルールや基本的なモラルの倫理観や規範意識を身につけ

推進項目	推進内容
	させ、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進するとともに、生命尊重・人権尊重の取組を充実させるなど心の教育の推進に努めます。
指導内容・方法等の充実	効果的な学習教材等を作成し、指導内容や方法の充実を図るとともに、社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流活動の推進を図ります。
教職員の資質向上	教職員の使命感、専門性を高めるとともに、人権意識の高揚を図るための研修や講座を組織的、計画的に実施し、資質の向上を図ります。
相談体制の充実	教育相談室やスクールカウンセラーによる相談活動の周知、充実を図るとともに、相談員等の資質向上を図ります。

(2) 家庭

(現状と課題)

県においては、平成25年に「鹿児島県家庭教育支援条例」を定め、家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であるとしています。実際、家庭は社会で生活していく上で、基本的な生活習慣や社会性をきちんと身に付けさせる場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭における教育力の低下が指摘されてきており、様々な人権問題が発生しています。

子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備が必要となっています。

(具体的施策の方向)

推進項目	推進内容
学習機会や情報提供の充実	日常生活における人権意識を涵養するため、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
相談機能の整備	家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、関係機関との連携を深め、相談機能の強化や情報提供体制の充実に努めます。

(3) 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備、生涯学習及び各種研修会での講演や出前講座での学習機会の提供に努めています。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題など様々な人権問題が存在しており、人権教育・啓発活動が不十分という指摘もあります。したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズに合ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが求められています。

(具体的施策の方向)

推進項目	推進内容
学習機会の提供	市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりの推進や生涯学習等を通して、人権に関する学習の一層の充実を図りながら、人権教育を実施していきます。

(4) 企業・職場等

(現状と課題)

企業・職場等は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域の雇用の場を提供するなど、地域社会に深くかかわるとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

近年、企業・職場等の社会的責任への関心はますます高まり、それぞれの状況に応じた取組が行われていますが、障がい者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内のパワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント防止など、多くの課題が存在しています。

(具体的施策の方向)

推進項目	推進内容
研修に対する支援	企業等の研修の促進を図るため、啓発資料の提供、講師の紹介、ビデオ等の教材貸出など、その支援の充実に努めます。
人権に関する情報提供	企業等の取組を促進するため、あらゆる機会を通じ様々な人権問題について、広報紙、ホームページ、ポスターなどにより情報提供を行い、人権意識の高揚に努めます。

2 特定職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重社会の実現ためには、次に掲げるかかわりの深い特定の職業従事者に対して重点的に人権教育・啓発に関する研修等の取組が必要です。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立った職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるように研修等を実施し、職員の人権意識の高揚に努めます。

(2) 教職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて人権教育を推進することが求められています。

そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、体験型の研修を取り入れるなど研修内容の工夫・改善を行い、教職員の資質向上と指導力の向上に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康にかかわる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療・保健関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

(4) 福祉関係者

民生委員、児童委員、家庭児童相談員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、生活相談などに直接かかわっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。このため、福祉関係者に対する人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

3 総合的かつ効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関や団体との連携、人権教育・啓発にかかわる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、インターネットの活用による啓発に努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、家庭、学校、地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、社会奉仕体験活動や高齢者、障がいのある人との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 関係機関の連携と効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々、様々な立場の人を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくため、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く実施することが必要なことから、様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、本市各関係課相互の緊密な連携に努めます。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、発達の段階や地域の実情に応じ、家庭、学校、地域社会、企業等及び各種関係機関が相互の連携を図りながら推進することが大切です。

家庭、学校、地域社会での人権教育の推進については、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者、子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1日～7日）、人権同和問題啓発強調月間（8月）、人権週間（12月4日～10日）などの各種月間・週間に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫します。

また、人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発が多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

(3) 人材の育成

学校、地域社会及び企業等で人権教育・啓発に当る教職員や指導者の資質と指導力の向上など人材の育成を図ります。

(4) 相談体制の充実

人権問題の相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等とのかかわ

りがあることから、相談窓口の明確化に努めるとともに関係機関との緊密な連携、協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

第4章 基本計画の推進

1 推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、市役所内の関係課等相互の緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。また、関係課等においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に実施します。

2 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を総合的、効果的に推進するために、国、県、市町村、関係機関及び団体（民間団体も含む）との連携が不可欠です。特に人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている川内人権擁護委員協議会や鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

さらに、NPO等による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を図ります。

3 基本計画の検証と見直し

この基本計画の推進にあたっては、各課の人権教育・啓発に関する事業を集約した実施計画書を策定し、その進捗状況について評価を行います。これにより、前年度の人権教育・啓発に関する実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画の検証に努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

○用語解説（あいうえお順）

【あ行】

●インフォームド・コンセント

医療関係者が患者の診断や治療に当たって十分な説明を行い、患者がそれを理解納得し、同意した上で医療行為を進めること。

●H I V (Human Immunodeficiency Virus) ・エイズ (Acquired Immuno Deficiency Syndrome)

H I Vはヒト免疫不全ウイルス。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することより感染する。H I V感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群）の発症までには平均 10 年以上かると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

●N P O

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

【か行】

●鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

鹿児島地方法務局本局、知覧支局及び川内支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等（本市ほか 10 市 5 町 2 村、鹿児島地方法務局本局、同法務局知覧支局及び川内支局、鹿児島人権擁護委員協議会、知覧人権擁護委員協議会、川内人権擁護委員協議会）が連携・協力関係を確立し、地域内における各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的に平成 12 年 7 月に設立された。

●完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害のある人が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

●グローバル化

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

●心の教育

家庭、学校、地域社会などの連携の下で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感など、子どもたちの豊かな心を育む教育。

【さ行】

●人権教育のための国連 10 年

平成 6 年の第 49 回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を「人権教育のための 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、平成 7 年 12 月に、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のため国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月には、国内行動計画を策定。

●人権同和問題啓発強調月間

同和对策審議会答申が出された 8 月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、人権啓発の周知を実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

●人権週間

昭和 23 年（1948 年）、第 3 回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

●人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）とすること。

●人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由・人権思想の普及、高揚に努めることがその使命とされている。

●スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する向上を図るとともに、保護者や児童生徒の悩み等の解消を図り、児童生徒の問題行動の解消に当たっている。

●ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情など好意の感情、またはそれが満されなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

- 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思や必要性に応じて後見人等が選任される。

- 世界人権宣言

昭和 23 年 12 月に国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

- セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ、相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場所における様々な態様のものが含まれる。

【た行】

- 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

- 男女共同参画社会基本法

平成 11 年、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め年並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

略称「男女雇用機会均等法」。昭和 61 年、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。平成 9 年にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正（平成 11 年 4 月より施行。）

- 同和対策事業特別措置法

昭和 44 年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

- 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和 40 年 8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力、行動の束縛など多岐にわたる。

【な行】

●ノーマライゼーション

障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

●バリアフリー

社会の中に存在する障壁（バリア）を取り除くこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える。または職場環境を悪化させる行為をいう。

●ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

●福祉サービス利用支援事業

社会福祉協議会が行う事業で、判断能力の不十分な人が地域に安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

●プロバイダー

プロバイダー責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダー（ISP: Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制の対象とされる。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。

●ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

【ま行】

●マスメディア (Mass Media)

新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体（メディア）のこと。

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するもの。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

【その他】

※「障害」の表記について

法律や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としていますが、本計画では法律や制度等を用いているもの除き、「障がい」や「障がいのある人」のように、「害」をひらがなで表現しています。

○資料「世界人権宣言」

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられおり、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又は国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定

期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

○資料「日本国憲法(抜粋)」

日本国憲法 (抄)

昭和 22 年 (1947 年) 5 月 3 日施行

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立され国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

○資料「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

[平成12年12月6日法律第147号]

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○資料「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱」

いちき串木野市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 いちき串木野市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を求めるため、いちき串木野市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議及び検討を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体から推薦又は選出された者に市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

- 2 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、この要綱の施行の日以降、最初の会議については、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月3日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

いちき串木野市小・中学校校長会
いちき串木野市PTA連絡協議会
いちき串木野市保育協議会
いちき串木野市身体障害者協会
いちき串木野市高齢者クラブ連合会
いちき串木野市民生委員・児童委員協議会
いちき串木野市男女共同参画推進懇話会

○資料「いちき串木野市人権教育・啓発庁内委員会設置規程」

いちき串木野市人権教育・啓発庁内委員会設置規程

(設置)

第1条 いちき串木野市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、いちき串木野市人権教育・啓発庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、市民課長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、政策課長、まちづくり防災課長、福祉課長、健康増進課長、水産商工課長、学校教育課長及び社会教育課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

○資料 「人権教育・啓発の促進に関する各種月間・週間の一覧」

日・期間	名 称
5月1日～7日	憲法週間（5月3日憲法記念日を含む）
6月1日	人権擁護委員の日
6月	ハンセン病問題を正しく理解する週間 （6月25日を含めた週の月曜日から土曜日）
6月23日～29日	男女共同参画週間
7月	社会を明るくする運動（7月1日更生保護の日）
8月	人権同和問題啓発強調月間
9月	障害者雇用支援月間
9月15日～21日	老人週間（9月第3月曜日は敬老の日）
11月	児童虐待防止推進月間
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動
11月16日～12月25日	鹿児島レッドリボン月間 （12月1日は世界エイズデー）
11月25日～12月1日	犯罪被害者週間
12月3日～9日	障害者週間
12月4日～10日	人権週間（12月10日は世界人権デー）
12月10日～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間